

平成27年4月1日

建設工事入札参加者 各位

越生町企画財政課長

公共工事における入札金額の内訳の提出について（お知らせ）

平成27年4月1日から、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないとされました。

そこで、本町発注の**建設工事に係る競争入札時**に提出を求める内訳書の取扱いを下記のとおりとしたのでお知らせします。

記

1 内訳書の提出方法等

(1) 平成27年4月1日以降に開札する公共工事の入札案件から、入札参加者は、その金額にかかわらず、内訳書を提出してください。

(2) 内訳書の提出

ア **一般競争入札**では、公告に従い、内訳書を提出してください。

イ **指名競争入札**では、内訳書を入札書と同じ封筒に入れて提出してください。

※ 指名競争入札の場合、最初の入札時のみ内訳書を提出してください。再度入札時には、必要に応じて提出をお願いすることがあります。

2 入札額に相違があった場合

内訳書の入札額が『入札書』に記載された金額より少額の場合は、『無効』となりますのでご注意ください。

3 内訳書の未提出

次の場合は、内訳書の未提出として、当該入札参加者の入札は公告又は指名通知に示す事項に反した入札とし、当該入札を原則『無効』とする。

(1) 内訳書の全部が提出されていない場合

(2) 内訳書の一部が提出されていない場合

(3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合

- (4) 内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書であると発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記（1）から（5）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

4 不備な内訳書

不備な内訳書は次のものとし、当該内訳書を提出した者の入札を原則無効とする。

- (1) 上記3（5）に規定する他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 複数の内訳書が提出された場合、その内訳書の入札額が異なる場合の各内訳書
- (3) 入札額だけが記載された内訳書
- (4) 内訳書の入札額の内訳の部分において、発注者が「必ず記入」とした欄に金額が記載されていない内訳書
- (5) 工事名、工事場所の欄に記載がない内訳書
- (6) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に記載がない内訳書
- (7) 代表者の押印のない内訳書
- (8) 上記（1）から（7）以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

5 その他

- (1) 入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引替え又は撤回はできません。また、提出された内訳書は、返却しません。
- (2) 入札の際に内訳書の提出を求める入札案件は、公共工事の入札案件のみとなります。業務委託や物品等の入札の場合は、内訳書の提出は必要ありません。
- (3) 内訳書の内容から談合等の不正行為が疑われる内訳書が提出された場合は、必要に応じて入札の中止等の措置を講じます。

【参考】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。